

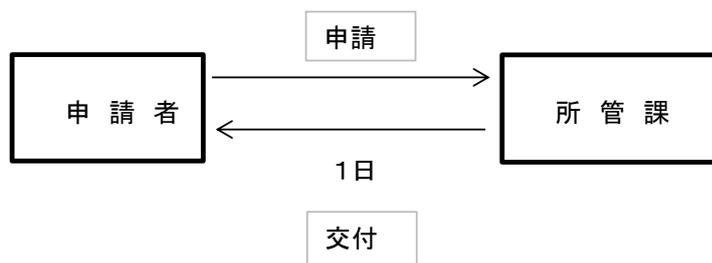
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 161

処 分 名	死体の全部又は一部の保存に関する許可	
処 分 の 概 要	死体の全部又は一部を保存することにかかる許可。	
根 拠 法 令 名	死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)	
条 項	第19条第1項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1日	
標 準 処 理 期 間	計	1日
判 断 基 準	<p>死体解剖保存法第2条の規定により保存する場合以外で死体の全部又は一部を保存するための許可申請で、死体解剖保存法その他関係法令等を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 死体解剖保存法</p> <p>第十七条 医学に関する大学又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による地域医療支援病院、特定機能病院若しくは臨床研究中核病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。 2 遺族の所在が不明のとき、及び第十五条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。</p> <p>第十八条 第二条の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体(第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。)の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。</p> <p>第十九条 前二条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。)の許可を受けなければならない。 2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。